

事 務 連 絡

平成 28 年 1 月 29 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部監視安全課

#### 廃棄食品の不正流通事案について

標記について、今般、食品安全行政に関する関係府省庁において、廃棄食品の不正流通事案の対応に関する申合せが行われましたので別添のとおりお知らせします。

別添申合せの 2. については、平成 28 年 1 月 15 日付け事務連絡で関係自治体と連携した対応をお願いするとともに同年 1 月 22 日付け事務連絡で産業廃棄物行政主管部局による立入検査等において同様の事例が確認された場合には、産業廃棄物行政主管部局と連携して問題食品の流通防止等の対応をお願いしているところです。

各都道府県等におかれましては、引き続き関係部局及び関係自治体と連携し、問題食品が流通しないよう、食品等事業者に対する指導や消費者への情報提供等、必要に応じて適切な措置を講じるようお願いいたします。

なお、別添申合せの 3. については、仮に食品衛生法に違反する事案を把握した場合には、適切な措置を講じるようお願いいたします。

## 廃棄食品の不正流通事案について

平成 28 年 1 月 29 日(金)  
食 品 安 全 行 政 に 関 す る  
関 係 府 省 連 絡 会 議 幹 事 会 申 合 せ

平成28年1月に愛知県を中心として発覚した廃棄食品の不正流通事案に関しては、未だ全容が解明されていない。

本件事案の関係府省としては、本件事案が消費者の信頼を揺るがすことにならないよう対応してきたが、改めて次のとおり申合わせる。

1. 本件事案について国民の健康保護が最優先されるべきとの基本認識の下、引き続き連携を密にし、事態に対処する。
2. 本件事案の全容解明及び被害防止のため、他の関係府省庁及び地方自治体と連携して必要な調査等を実施するとともに、消費者が安心を得られるよう、必要な情報提供を積極的に行う。

3. 本件事案に関連した、全ての業態の事業者の法令遵守等が重要であることから、法令違反に対して適切な措置が講じられるよう対処する。
  
4. 原因究明等の結果を踏まえた再発防止策の検討を行い、必要な対策を講じる。

(別紙)

【食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会構成員】

消費者庁消費者安全課長

消費者庁食品表示企画課長

内閣府食品安全委員会事務局総務課長

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課長

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長

<今回追加の構成員>

・消費者庁 表示対策課長

・警察庁生活安全局 生活経済対策管理官

・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長

・環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部企画課長

・環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

(以上)